# 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十六条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （平成七年自治省令第十二号）

#### 第一条（法第十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体）

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下「法」という。）第十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、法第七条の認定を受けた者が事業を実施する法第二条第一項に規定する特定農山村地域を含む地方公共団体であって、当該認定を受けた者に係る法第七条の規定による認定が行われた日（以下「認定日」という。）の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五〇に満たない都道府県又は〇・七二に満たない市町村とする。

#### 第二条（法第十六条に規定する総務省令で定める農林業等活性化基盤施設）

法第十六条に規定する総務省令で定める農林業等活性化基盤施設は、法第二条第三項第一号ロに掲げる措置を実施するために必要な施設で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成五年総理府・農林水産省・通商産業省・建設省・自治省令第一号）第一条第一号に掲げる農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保を図るために設置される農林業を担うべき人材を育成するための施設とする。

#### 第三条（法第十六条に規定する総務省令で定める要件に該当する者）

法第十六条に規定する総務省令で定める要件に該当する者は、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され又は出資若しくは拠出されている法人とする。

#### 第四条（法第十六条に規定する総務省令で定める場合）

法第十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

###### 一

不動産取得税

###### 二

固定資産税

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二八日自治省令第一四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ６

第九条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十六条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第四条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一一年三月三〇日自治省令第一一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日自治省令第一六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日総務省令第五七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

##### ６

第八条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十六条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第四条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年三月三一日総務省令第五九号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

##### ５

第六条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十六条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第四条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年三月三一日総務省令第六四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。